

需要者等が確定していない場合の輸出許可等の取扱いについて（お知らせ）

平成13年7月23日

経済産業省貿易経済協力局

貿易管理部安全保障貿易審査課

最終改正 平成16年11月10日公布・平成17年1月1日施行

技術を利用する者又は貨物の需要者（以下「需要者等」という。）が確定していない場合の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）第25条第1項第1号の規定に基づく役務取引許可及び法第48条第1項の規定に基づく輸出許可（以下「輸出許可等」という。）については、平成13年8月1日以降（平成13年8月1日以降に行った輸出許可等の申請に限る。）、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1. 貨物又は技術の保管、再販売等の状況の報告に係る条件の付与

貨物又は技術の保管、再販売等の状況に関して、法第67条第1項の規定に基づき、輸出許可等に以下の条件を付し、輸出許可証又は役務取引許可証の条件の欄に記載します。なお、1月から6月までに輸出許可等を受けた貨物又は技術の保管、再販売等の状況の第1回の報告については、その年の12月末日における状況の報告とし、7月から12月までに輸出許可等を受けた貨物又は技術の保管、再販売等の状況の第1回の報告については、翌年の6月末日における状況の報告とします（報告は合計6回となります。）。

（輸出許可の場合）

申請者は、6月末日における買主による貨物の保管、再販売、再移転又は再輸出（以下「再販売等」という。）の状況を翌月末日までに、12月末日における買主による貨物の保管、再販売等の状況を翌年1月末日までに、別添の報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に報告すること（第1回報告期限平成 年 月末日、最終回報告期限平成 年 月末日）。また、申請者は、買主による貨物の保管、再販売等の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。

（役務取引許可の場合）

申請者は、6月末日における取引の相手方による技術(プログラムを含む。以下同じ。)の保管、再提供の状況を翌月末日までに、12月末日における取引の相手方による技術の保管、再提供の状況を翌年1月末日までに、別添の報告様式により経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)に報告すること(第1回報告期限平成 年 月末日、最終回報告期限平成 年 月末日)。また、申請者は、取引の相手方による技術の保管、再提供の状況について、安全保障貿易審査課から求めがあった場合には、速やかに安全保障貿易審査課に報告すること。

なお、報告様式は別紙のとおりであり、輸出許可証又は役務取引許可証に添付します。

2. 「需要者等が確定していない場合」の定義

輸出許可等の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しません。

なお、需要者等が特定できない場合であっても、大量破壊兵器通達別記4の2又は通常兵器通達別記3の2若しくは3に基づき、貨物の輸入者又は技術の提供を目的とする取引の相手方の誓約書に、予想される貨物の販売先若しくは移転先又は技術の提供先を国名、企業名等可能な範囲で例示することが必要です。

3. 安全保障貿易審査課の事前同意を受ける際の提出書類

大量破壊兵器通達別記4の2の事前同意又は通常兵器通達別記3の2若しくは3の事前同意を得る場合には、大量破壊兵器通達別記4の1又は通常兵器通達別記3の1に従い、需要者等が確定している場合と同様の書類を提出して下さい。

4. 輸出貿易管理令別表第一の3の項(2)7又は9に掲げる貨物に関する特例

輸出貿易管理令別表第一の3の項(2)7に掲げる弁又はその部分品又は9に掲げるポンプ又はその部分品については、貨物の輸入者の誓約書に記載又は別紙により添付されている予定される又は予想される貨物の販売先又は移転先のうち、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)が事業内容が明確であること等により特段の懸念がないと認めるものに対して貨物の輸入者が貨物の販売又は移転を行う場合

には、輸出者の誓約書において予定される又は予想される販売先又は移転先として事前同意を得るものの対象外として明記される限りにおいては、安全保障貿易審査課の事前同意を得る必要はありません。ただし、上記1.の状況の報告の条件は付されます。また、当該貨物に対して安全保障貿易審査課が発給した輸出許可証が対象とするすべての貨物の残数量が無くなった場合については、次回以降の状況報告は不要となります。